

I 令和6年12月2日健康保険証廃止(新規・再発行終了)について

現行の健康保険証については、令和6年12月2日をもちまして廃止となり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行することとされています。

これに伴い、**廃止日以降を交付日とする健康保険証の新規交付・再交付は行うことができなくなります**のでご注意ください。

(注) なお、現行保険証の経過措置としては以下の取り扱いがあります。

・令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書」が交付され、引き続き医療を受けることができます。

(マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。)

・令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(令和7年12月1日まで)使用可能です。

マイナンバーの未取得、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)の未申込みの方は、この機会に取得、申込みをお願いいたします。

II 資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバーの下4桁)の配付にご協力ください

令和6年10月5日時点のすべての加入者様に対し、安心してマイナ保険証をご利用いただくとともに、加入者様ご自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを行っていただくため、「資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバーの下4桁)」を令和6年10月28日に各事業所あてに送付します。

事業主のみなさまにおかれましては、この「資格情報のお知らせ」を従業員の方にお渡しいただけますよう、ご協力をお願いします。

加入者のみなさまにおかれましては、安心してマイナ保険証をご利用いただくためにも、マイナンバーの確認や提出にご協力をお願いします。

【送付対象者】

加入者全員(被保険者および被扶養者)

【送付時期】

令和6年10月28日(月)

※被保険者別の封入物を特定記録郵便で事業所に送付いたします。